告示

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県東田川郡庄内町狩川字砂田割二二二番から同町狩川字矢倉二一七番一まで	前	三三・三〇～三三・九〇メートル	〇・〇四〇キロメートル	図面対象番号①
	後	二五・五〇～三三・九〇メートル	〇・〇四〇キロメートル	
山形県東田川郡庄内町狩川字新田一二番一から同町狩川字下台五番二まで	前	四二・三〇～五〇・四〇メートル	〇・〇六〇キロメートル	図面対象番号②
	後	三一・〇〇～四六・七〇メートル	〇・〇六〇キロメートル	
山形県東田川郡庄内町南野字十三割七一番から同町南野字十八軒九七番まで	前	二五・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・〇六〇キロメートル	図面対象番号③
	後	二五・〇〇～二五・五〇メートル	〇・〇六〇キロメートル	
山形県東田川郡庄内町余目字矢口一二番二から同町余目字矢口七四番二まで	前	一六・一〇～四八・五〇メートル	〇・三六〇キロメートル	図面対象番号④
	後	一三・六〇～四二・六〇メートル	〇・三六〇キロメートル	
山形県東田川郡庄内町余目字土堤下四〇番二から同町余目字滑石五九番一まで	前	二四・一〇～六六・三〇メートル	〇・四二〇キロメートル	図面対象番号⑤
	後	二四・一〇～四四・五〇メートル	〇・四二〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南陽市川樋字清水尻四五七〇番から上山市中山字片倉山壱五三三九番九六まで	前	九・九七～二二三・〇〇メートル	五・六五二キロメートル
	後	九・九七～一四二・〇〇メートル	五・六五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関三六番六から同町平泉字坂下九番三まで	前	一二・三〇～五六・四〇メートル	〇・一四五キロメートル
	後	一三・四〇～二三・一〇メートル	〇・一四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	岩手県西岩井郡平泉町平泉字衣関三六番六から同町平泉字坂下九番三まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○東北地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第二千五十号八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑西市字大川西丙三二七番七から同市字大川西丙三二八番一三まで	前	一六・〇二～二一・二一メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	一六・〇二～二一・二五メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修